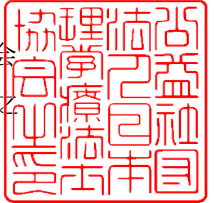


日理協 26 第 258 号
2026 年 7 月 23 日

内閣府特命担当大臣（共生・共助）
（消費者及び食品安全）

黄 川 田 仁 志 殿

公益社団法人日本理学療法士協会
会 長 齊 藤 秀 之



内閣府

2027 年度（令和 9 年度）予算概算要求に向けての要望

平素より本会および理学療法士の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。
2027 年度予算概算要求につきまして、別添の通り要望を提出いたします。また予算成立後、
速やかに執行が行われますよう、あわせてお願い申し上げます。

健康長寿社会の形成に資する新産業創出および国際展開の促進にむけた提案につきまして、
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 日本における医療の安全・質の担保の課題 一名称独占をめぐる問題一

各項目の詳細は別添参照

以上

2027 年度（令和 9 年度）予算概算要求に向けての要望事項

1. 日本における医療の安全・質の担保の課題 ー名称独占をめぐる問題ー

【要望先：消費者庁 表示対策課・消費者安全課】

昭和四十年法律第百三十七号「理学療法士及び作業療法士法」第十七条において、「理学療法士でない者は、理学療法士という名称又は機能療法士その他理学療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない」と名称独占が規定されています。しかしながら、近年、この名称独占をめぐる侵害事例が顕在化しており、国民の健康と安全を脅かす看過できない事態となっています。

具体的には、「動物理学療法士」や「リハビリ機能回復士(理学療法的な技術を習得と謳うもの)」など、国家資格を有さない者が理学療法士と混同を招く名称を使用し、あたかも公的な資格に基づいたサービスであるかのように誤認させる事例が散見されます。こうした行為は、消費者が適切な医療・リハビリテーションを選択する権利を阻害するものであり、景品表示法上の優良誤認を招く懸念も極めて高い状況にあります。

また、同法第二十二条第二項では「第十七条に違反した者は三十万円以下の罰金に処する」と定められていますが、この罰則規定は昭和四十年の法律制定以来、一度も改定されていません。現代の社会経済状況に照らせば、三十万円以下の罰金という処罰は極めて軽微であり、不当な名称利用による利益追求に対する抑止力として十分に機能しているとは言いがたいのが現状です。

さらに、2026 年5月 27 日に消費者庁より公表された「パーソナルトレーニングにおける事故」の消費者事故等調査報告書によると、近年パーソナルトレーニングによる事故が増加傾向にあります。これは、利用者がアスリートから一般消費者に拡大し、利用者の運動経験や年齢、基礎疾患等多様化が進むなかで、トレーナーのリスク評価や個別対応といった判断内容が増大している影響が考えられます。

つきましては、国民の健康と安全、質の担保の観点から、下記の措置を講じるための予算確保及び体制整備を要望します。

- 景品表示法（優良誤認等）の観点から、紛らわしい名称の使用に関するガイドラインの策定、および消費者・事業者双方への注意喚告を強化すること。

以上